【告示の件名】

消費税法施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき国税庁長官が指定する書類を定める件

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、行政手続法第 39 条第４項第８号に規定する「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当するため、同法の規定に基づく意見公募手続は実施しませんでした。